

1 グループホーム等賠償事故補償制度

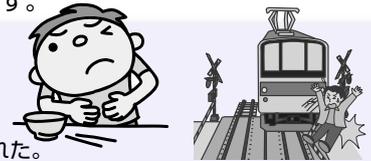
<施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・福祉事業者総合賠償責任保険特約・使用不能損害拡張補償特約>

～入居者、訪問者、近隣住民等、第三者からの損害賠償請求に備えて～

グループホーム・その他各種介護事業の業務遂行に起因して第三者の身体障害・財物損壊・人格権侵害等が発生し、事業者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金の他、初期対応費用・見舞金等を幅広く補償します。

主な事故例

- 利用者が徘徊し、列車にはねられ運行遅延による費用を鉄道会社から請求された。
- 業務遂行中、誤ってホームサービス利用者を倒してしまいケガをさせた。
- 提供した食事により食中毒が発生した。
- ホームサービス利用者が近隣民家を徘徊し、家財を破損したことで、監督責任を問われた。
- 職員がホームサービス利用者につき添い散歩中、ホームサービス利用者が歩行中の第三者をつきとばし、ケガを負わせた。



●支払限度額と基本保険料 (注1)

補償タイプ		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
賠償責任 支払限度額	身体障害・財物損壊共通 経済損失(支援事業損害) ^(注2)	1事故につき 1億円(免責金額5千円)	1事故につき 2億円(免責金額5千円)	1事故につき 3億円(免責金額5千円)
	管理財物(受託物損害)	【各タイプ共通】1事故・保険期間中100万円(免責金額5千円)		
	人格権侵害	【各タイプ共通】1名につき100万円、1事故につき1,000万円		
	注目 経済損失(使用不能損害)	【各タイプ共通】1事故1,000万円(免責金額5千円)		
	被害者治療費等	【各タイプ共通】1名につき被害者が死亡・重度後遺障害を被った場合50万円、入院した場合10万円、1事故につき1,000万円		
初期対応費用・訴訟対応費用		【各タイプ共通】1事故につき1,000万円(初期対応費用・訴訟対応費用それぞれ)		
保険期間中総支払限度額		1億円	2億円	3億円

(注1) グループホーム等賠償事故補償制度には「事故割増制度」がございます。詳細はP4を参照ください。

(注2) 経済損失(支援事業損害)には免責金額の適用はありません。

補償① グループホーム部分基本保険料

グループホーム 1ユニット	Aタイプ (1名あたり3,440円)	Bタイプ (1名あたり3,700円)	Cタイプ (1名あたり4,110円)
グループホーム 定員 5名	17,200円	18,500円	20,550円
グループホーム 定員 6名	20,640円	22,200円	24,660円
グループホーム 定員 7名	24,080円	25,900円	28,770円
グループホーム 定員 8名	27,520円	29,600円	32,880円
グループホーム 定員 9名	30,960円	33,300円	36,990円
2ユニット以降(2ユニット以降保険料がてい減されます)	定員1名あたり+2,160円	定員1名あたり+2,400円	定員1名あたり+2,650円

(注) 2ユニット以降保険料は同一敷地内に複数のホームを開設している場合にも適用されます。

(注) 加入者間の公平性を保つ為、複数ユニットの定員数が異なる場合、定員数が多いユニットを1ユニット目としてください。

●対象となるサービス

- 【地域密着型サービス】・認知症対応型共同生活介護(共用型通所介護(定員3名)を含む)・認知症対応型通所介護
- 【地域密着型介護予防サービス】・介護予防認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型通所介護

補償② 「グループホーム」以外の各種介護事業部分基本保険料

補償タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
把握可能な最近の会計年度(1年間)における売上高 1万円につき	14.35円	15.76円	17.00円

●対象となるサービス

- 【地域密着型サービス】・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス等
- 【地域密着型介護予防サービス】・介護予防小規模多機能型居宅介護
- 【居宅サービス】・訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護・通所介護・短期入所生活介護・福祉用具貸与等
- 【介護予防サービス】・介護予防訪問介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問入浴介護・介護予防通所介護
- ・介護予防短期入所生活介護・介護予防等福祉用具貸与等
- 【介護支援等サービス】・居宅介護支援・介護予防支援等
- 【上乗せ・横だしサービス】・配食サービス・移送サービス・認知症カフェ等

※業務に付随する医療行為は補償対象外です。

この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。



グループホーム等賠償事故補償制度 事故割増制度について

2013年度より「グループホーム等賠償事故補償制度」につきましてはご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、以下に概要を記載した事故割増保険料を適用する運営とさせていただきます。ご確認くださいませようお願いします。

※ご不明点がございましたらパンフレット記載の代理店、引受保険会社までお問合せをお願いいたします。

割増制度の概要 (2019年度)

2018年1月1日～2018年12月31日までの間に保険金が支払われた場合、事故の件数に応じ、2019年度募集契約の保険料に以下の割増を適用します。

割増テーブル

保険金支払件数	1件	2件	3件以上
各タイプの 1名あたり・1万円あたり の保険料	基本保険料 × 2.00	基本保険料 × 3.00	基本保険料 × 4.00
割増率	割増 100%	割増 200%	割増 300%

事故があったご加入者への適用保険料のご案内

上記期間に事故が発生したご加入者へは2019年度募集契約分パンフレット発送時に適用保険料を個別にご案内いたします。

- ① 中途加入の場合であっても、保険金支払いがあった場合は割増を適用します。
- ② 事故があったご加入者で割増適用年度に事故が発生しなかった場合、次年度は基本保険料となります。
- ③ 保険金の支払いがあったご加入者で、未加入期間があった場合は、割増を適用します。

例) ※2019年度適用の保険料で記載しています。次年度以降、保険料が変更になる可能性がございますのでご注意ください。

	2019年			2020年			2021年			2022年			2023年		
	1月	4月	12月												
保険期間															
保険料 (定員9名)	30,960円			61,920円			30,960円			92,880円			61,920円		
割増制度算定期間	←→			←→			←→			←→			←→		
事故	1件			0件			2件			1件			0件		
割増率	100%			0%			200%			100%			0%		